

いのちとくらしをまもる
防災減災令和3年5月24日
九州地方整備局
山国川河川事務所

“渇水タイムライン”を作成 ～山国川水系で渇水への備えを強化～

山国川中下流域水利用連絡協議会（以下「協議会」）※では渇水への備えとして『山国川水系渇水対応行動計画（渇水タイムライン）』を作成しました！

<渇水の現状>

山国川では平成大堰完成後（H3.3）、9回の渇水に伴う取水制限が行われてきましたが、特に近年（H20～）では5回の取水制限が行われる等、渇水が頻発している状況です。

（山国川的主要な渇水被害：<http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/office/yamakuni/kassui/index.html>）

耶馬溪ダム（貯水池）



渇水時の貯水池(H17)

<目的>

気候変動等の影響による渇水リスクの高まりが懸念され、今後ますます関係者間の連携や地域が一体となった異常渇水等への対応が重要となってくることから、協議会において「渇水タイムライン」を作成することで、相互の連携を強化するとともに山国川水系における更なる渇水被害の最小化を目指します。

<内容>

河川管理者、自治体、水道事業者、農業系利水者、さらには県民や事業者といった立場毎に、“耶馬溪ダムの貯水率の状況に応じた行動計画(タイムライン)”を明記したものです。

なお、これらは山国川の特長や利水者毎の立場や実情を踏まえて、各機関が取りえる対策を予め示したもので、実際の水利用の調整や具体的な対応は協議会で決定されます。

※：山国川中下流域水利用連絡協議会は、山国川の渇水時において耶馬溪ダム下流の関係利水者間の水利用の連絡及び調整を円滑に行い、合理的な水利使用の推進を図ることを目的とした協議会で山国川の水を利用している農業用水、水道用水、工業用水の関係者並びに河川管理者（国、県）で構成されています。

【問い合わせ先】

国土交通省 九州地方整備局 山国川河川事務所

電話：0979-24-0571（代表）

技術副所長 田島 二仁（たしま つぎと）（内線 204）

管理課長 橋口 仁（はしぐち ひとし）（内線 331）

山国川河川事務所ホームページ：<http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/>

山国川水系渇水対応行動計画（渇水タイムライン）

令和3年5月

●この計画は、渇水被害を最小限にとどめるため、耶馬溪ダムの貯水率を目安として想定される河川管理者や県などが講じる取り組み、水利使用者や県民・事業者が行う節水対策を示したものです。

- ◆水は限りある貴重な資源です。
- ◆日ごろから水に関心を持ち、節水を心がけましょう！



耶馬溪ダム貯水率	渇水の状況及び※貯水率低下までの期間	注意喚起レベル	自治体		水利使用者 (水道用水・工業用水・農業用水)	県民・事業者	渇水情報はココ！
			河川管理者及び県	市町村			
100% ～ 70%程度	<p>平時</p> <p>渇水発生前</p> <p>約20日程度</p>		<ul style="list-style-type: none"> ◆水の貴重さに関する広報・イベント等での広報 ◆ダム貯水量等の注視、情報共有 ◆水利用状況の把握 ◆適正な利水補給、河川環境の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆水の貴重さに関する広報・イベント等での広報 ◆ダム貯水量等の注視 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ダム貯水量等の注視 ◆平時からの取水・送配水施設の整備・点検 	<ul style="list-style-type: none"> ◆平時からの一般家庭・事業所での節水 ◆風呂(残り湯を洗濯などに利用) ◆歯みがき(こまめに蛇口を閉める) ◆トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ◆節水コマの活用 など 	
<p>○水不足が予見される段階</p> <p>70%程度 ～ 60%程度</p>	<p>自主節水期</p> <p>貯水量が減少傾向にあり、水利用を自主的に節水を始め始める状況</p> <p>約5～10日程度</p>	イエローレベル	<p>【ダム貯水量等の情報提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆耶馬溪ダム補給状況、ダム貯水率等の情報提供 <p>【節水に関する広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆渇水情報の提供・節水呼びかけ・ホームページなど <p>【渇水に備えた体制始動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水利用連絡協議会の開催(適宜) ◆情報共有、対策の準備 ◆関係機関による対策の協議 	<p>【節水等の啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住民への節水呼びかけ・ホームページ、広報誌 など 	<p>【情報提供と節水取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水利用の見通し等の情報提供 ◆自主的な節水の取り組み 	<p>【節水に関する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般家庭・事業所での節水推進 ◆風呂(残り湯を洗濯などに利用) ◆洗濯(ためすぎ) ◆歯みがき(こまめに蛇口を閉める) ◆洗車(雨水の利用など) ◆トイレ(水を何度も流さない) (大・小レバーの使い分け) ◆節水コマの活用 など 	<p>◆山国川河川事務所ホームページをご覧ください</p> <p>「主な渇水被害」</p> <p>http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/office/yamakuni/kassui/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水情報の提供
<p>○渇水の始まりから深刻な水不足の段階</p> <p>60%程度 ～ 40%程度</p> <p>40%程度 ～ 20%程度</p>	<p>自主節水期</p> <p>60%程度(第1次)</p> <p>貯水量の減少が進行し、段階的に水利用の制限が必要となる状況</p> <p>取水制限期</p> <p>40%程度(第2次)</p> <p>約30～50日程度</p>	オレンジレベル	<p>【渇水対策の体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水利用連絡協議会の開催 ◆「渇水対策本部」の設置 ◆水利用の見通し等の把握 ◆ダム貯水量の予測等 ◆渇水対策の検討(ダム補給量の調整、取水制限等) <p>【節水に関する広報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆渇水情報の提供・節水呼びかけ・ホームページ、マスコミ記者発表 など <p>【節水の協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆取水制限等に関する利水者との調整 	<p>【節水等の啓発活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆住民への節水呼びかけ・広報誌、ホームページ、広報車・自治会への節水チラシ配布など <p>【節水等の協力要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆庁舎等における節水 ◆学校、公民館等の公共施設における節水協力要請 <p>【水不足に関する支援等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆営農・農業用水相談窓口の設置、被害防止技術等の周知 	<p>【節水対策の取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水道用水<連絡会議> ◆使用者への節水啓発 ◆衛生管理の強化 ◆工業用水<節水・調整> ◆使用者への節水依頼 ◆バルブ調節、配水圧の調整 ◆自己水源(予備水源等)の活用 ◆農業用水<番水・反復利用> ◆営農者への節水協力依頼 ◆バルブ調節、ゲート調整 ◆ポンプ運転の制限 	<p>【節水に関する取り組み】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆一般家庭・事業所での節水強化 ◆風呂(残り湯を洗濯などに利用) ◆洗濯の回数を減らす ◆炊事や入浴時の水を流したままにしない ◆トイレ(大・小レバーの使い分け) ◆節水コマの活用 など ◆飲料水の備蓄 ◆洗車や家庭菜園の雨水利用 	<p>◆山国川河川事務所ホームページをご覧ください</p> <p>「主な渇水被害」</p> <p>http://www.qsr.mlit.go.jp/yamakuni/office/yamakuni/kassui/index.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・節水情報の提供 ・渇水情報の提供
<p>○危機的な水不足の段階</p> <p>20%程度 ～ 0%</p>	<p>異常渇水期</p> <p>貯水率が概ねゼロ又はゼロの状況</p> <p>約10～20日程度</p>	レッドレベル	<p>【渇水対策の体制継続】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ダム貯水量、河川流量等の情報提供(毎日) ◆河川水の水利用調整(水融通等) ◆ダム堆砂容量貯留水の利用 <p>【渇水被害の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆河川環境への影響、農業被害、関係利水者の水不足等 	<p>【渇水等の啓発強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆節水呼びかけ等の強化 ◆学校、公民館等の公共施設における節水協力要請 <p>【渇水被害の調査】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆公共施設(学校、病院等)の水不足等の影響 <p>【支援要請】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆給水車等の支援要請 	<p>【節水対策等の強化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆水道用水 ◆減圧給水や時間断水等の検討 ◆工業用水 ◆給水制限や生産調整の検討 ◆自己水源(予備水源等)の活用 ◆農業用水<番水・反復利用> ◆番水、反復利用などの節水強化 	<p>【自治体情報の確認】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆自治体が発表する情報の確認・頻度の強化 ◆飲料水の備蓄 ◆最低限の水利用 	

※「耶馬溪ダム貯水率の目安」、「渇水等の期間」は過去の渇水調整履歴をもとに設定したおおよその目安であり、気象状況や水利用の状況により変わることがあります。